令和８年（フ）第２７３号
滋賀県守山市大門町235番地　市営住宅224号
債務者　久谷　陽子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７４号
滋賀県湖南市岩根499番地131、前住所滋賀県湖南市岩根3648番地（Ⅱ－204号）
債務者　池野　一希
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７７号
大津市坂本三丁目33番15―105号、前住所岐阜県恵那市長島町中野797番地　レオパレス山野田103号
債務者　今村　良一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０５号
大津市美空町１番１―106号、前住所滋賀県高島市勝野2873番地
債務者　仁建工こと　仁賀　明宏
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
大津市皇子が丘一丁目19番26号　中村　竜彦様方、前住所大津市見世一丁目２番61号
債務者　鎌田　陽輔
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１０号
大津市本堅田三丁目14番18号
債務者　西村さと江
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１７号
滋賀県湖南市石部北五丁目３番16―107号
債務者　寺川　大地
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２１号
大津市大平二丁目31番14―304号
債務者　西田　美星
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６５号
奈良市後藤町３番地　ライフ寧楽202号
債務者　橋本　　昇
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１７号
島根県松江市菅田町168番地35　マンション福田３号棟103号室
債務者　讃岐　隼人
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３８号
岡山市北区御津国ケ原257番地１　ヴィラナリー国ケ原１―503
債務者　白倉かずは
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５８号
岡山市北区平山1124番地
債務者　枝松　美穂
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５９号
岡山市北区平山1124番地
債務者　枝松　健太
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６９号
岡山県高梁市横町1608番地　ＮＯＲＩＩハイツ103
債務者　眞野　英樹
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３５７号
福岡市博多区神屋町６番16号　クレール呉服町　103号
債務者　中野　正明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２１号
福岡市南区長丘３丁目17番５号　アヴァンセ長丘201号
債務者　浦田　邑輝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２６号
福岡市中央区高砂１丁目20番12―501号　ディアナガーデン
債務者　國安　真人
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部